

特定教育・保育施設の確認に係る 利用定員の設定について

利用定員について

- 子ども・子育て支援新制度においては、都道府県又は市町村から認可を受けた施設・事業者は、市町村から施設の運営費等の給付を受けるため、市町村に確認申請を行い、給付の対象となる施設・事業者であるとの確認を受ける必要がある。
- 確認に当たっては、市町村が利用定員を定める。
- 利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 利用定員は、次の考え方により定める。
 - ① 教育・保育施設の利用定員は20人以上とする(幼稚園は適用なし)。
 - ② 利用定員は、利用する子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定区分※ごとに定める。3号認定の利用定員を定める場合は、0歳と1・2歳に区分する。
※1号認定(保育を必要とする子ども以外・満3歳以上)
2号認定(保育を必要とする子ども・満3歳以上)
3号認定(保育を必要とする子ども・満3歳未満)
 - ③ 利用定員は、認可定員の範囲内で、申請者の意向を十分に考慮しつつ、最近の入所者数や、今後の見込みなどを踏まえ定める。

今回は、事業譲渡により設置者を変更する蛸貝保育園の2号認定及び3号認定の利用定員を定めるため、子ども・子育て会議の意見を聴くものである。

新規の確認対象施設の利用定員

施設	認定区分 定員等	合計	2号認定	3号認定	3号認定	
					1・2歳	0歳
類型: 保育所 申請者: (社福)和幸園 名称: 蛸貝保育園 地区: 南部・中部	事業譲渡前の 認可定員(R3)	60	31	29	/	/
	事業譲渡前の 利用定員(R3)	60	27	33	24	9
	事業譲渡後の 認可定員(R4)	50	30	20	/	/
	事業譲渡後の 利用定員(R4)	50	30	20	18	2
	事業譲渡前 過去3年間の 平均利用人数	52	30	22	19	3

【利用定員を定める際の考え方】

- ① 利用定員は20人以上である。
- ② 利用定員は認定区分(3号認定は0歳、1・2歳)ごとに区分されている。
- ③ 利用定員が認可定員(50人)の範囲内であり、2号認定及び3号認定の利用定員については、過去3年間の平均利用人数と比較して、今回定めようとする利用定員が少ないため、利用定員分の利用は見込まれる。

上記の考え方により、申請どおり利用定員を定めることとしたい。

2号認定及び3号認定の需給状況について(令和3年4月計画値)

地区	認定区分		令和3年度 量の見込み	申請前の 利用定員	差引A	認可申請による 利用定員の増減	認可後の 利用定員	差引B
			①	②	③=②-①	④	⑤=②+④	⑥=⑤-①
東部	2号		683	744	61	0	744	61
	3号	0歳	107	172	65	0	172	65
		1・2歳	418	438	20	0	438	20
南部・中部	2号		1,661	1,661	0	3	1,664	3
	3号	0歳	216	396	180	△7	389	173
		1・2歳	1,000	977	△23	△6	971	△29
西部・北部	2号		1,295	1,221	△74	0	1,221	△74
	3号	0歳	138	282	144	0	282	144
		1・2歳	732	735	3	0	735	3
浪岡	2号		302	315	13	0	315	13
	3号	0歳	34	74	40	0	74	40
		1・2歳	171	202	31	0	202	31

○南部・中部地区の利用定員については差引A(③)のとおり、2号認定及び3号認定を通じて157人の供給過多となっているところ。

今回の認可申請による増減の結果、差引B(⑥)のとおり、2号認定及び3号認定を通じて147人の供給過多となるが、全体としては利用定員設定の適正化が図られている。

参考：保育（2号認定及び3号認定）の需給状況（令和4年1月実績値）

地区	認定区分		令和4年1月 実績値	令和4年1月 利用定員	差引
			①	②	③=②-①
東部	2号		778	744	△34
	3号	0歳	164	172	8
		1・2歳	421	438	17
南部・中部	2号		1,609	1,649	40
	3号	0歳	370	394	24
		1・2歳	971	976	5
西部・北部	2号		1,368	1,220	△148
	3号	0歳	275	279	4
		1・2歳	731	729	△2
浪岡	2号		283	310	27
	3号	0歳	79	74	△5
		1・2歳	155	199	44

※令和4年1月実績値は、入所児童数に待機児童数（新定義）を加えたもの